

<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>第一条 ～ 第二十二條 (略)</p> <p>(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第二十三條 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十二條を次のように改める。</p> <p>第四十二條 削除</p> <p>第六十四條を次のように改める。</p> <p>(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係)</p> <p>第六十四條 金融機関等が行う合併につき第五章第二節の規定の適用がある場合における金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十七條第七号及び第三百四十四條第七号の規定の適用については、同法第九十七條第七号中「日時」とあるのは「日時(当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併をするときは、その旨)」と、同法第三百四十四條第七号中「日時」とあるのは「日時(当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併をするときは、その旨)」とする。</p> <p>(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>第一条 ～ 第二十二條 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十四年法律第

号)(附則第四条関係)

第二十四条 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社及び協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）の更生事件については、前条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の同法第四十二条及び第六十四条の規定を適用する。

（新設）